

申入書

平成26年5月7日

札幌市北区篠路町上篠路53番地1
株式会社ジェネシス
代表取締役 奥田哲久 殿

〒060-0004
札幌市中央区北4条西12丁目ほくろうビル4階
TEL 011-221-5884 FAX 011-221-5887
内閣総理大臣認定適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道
理事長 向田直範

当法人が貴社に対し発した平成25年11月28日付再申入書に関し、以下のとおり再度の申し入れをします。

当法人は、貴社に対し、平成25年9月6日付申入書（以下、単に「申入書」といいます）により、貴社の建物改修工事請負約款（以下「本件約款」といいます）について、本件約款第11条第1項及び第2項を消費者契約法第10条に反しない適正な内容とすること、及び同第11条第3項及び第4項を消費者契約法第9条第1号に反しない適正な内容とすることを申し入れました。

これに対し、貴社は、平成25年10月4日付回答書（以下、単に「回答書」といいます）において、本件約款第11条第1項及び第2項はクーリング・オフ制度の代わりに設けたことものであり、同第3項及び第4項は非弁行為にあたりと判断されてしまうことを避けるために設けたものであると回答しておられます。

しかしながら、貴社の回答は、貴社が本件約款第11条第1項乃至第4項を設けた理由を説明するものではありませんが、これらを消費者契約法に反しない適正な内容とすることを求める当法人の申入内容に対する回答とは言い難いものでした。

そのため、当法人は、貴社に対し、平成25年11月28日付再申入書（以下、単に「再申入書」といいます）により、当法人の申入内容に対し回答するよう再度

求めるとともに、回答書の記載をうけ、貴社が訪問販売をしているのであれば特定商取引法第4条及び第5条所定の法定書面を申込者及び契約の相手方に交付すること、及び貴社において既に法定書面を御準備であればこれを開示することを申し入れました。

その後、当法人は、貴社からの回答をお待ちしておりましたが、現在に至るまで、貴社からは何ら回答がありません。

従いまして、当法人は、貴社に対し、本件約款第11条第1項乃至第4項を消費者契約法に反しない適正な内容とすること、及び特定商取引法にしたがった法定書面の交付及び同書面の開示等につき、貴社の御見解並びに貴社における現在又は今後の対応の有無及び内容を書面にて回答するよう改めて要請する次第です。

なお、当法人が再申入書を発してから既に約5か月が経過していることに鑑み、回答は平成26年6月2日までに当法人に到達するよう発して下さい。

また、本件申入書は、当法人が行っている不特定かつ多数の消費者の利益を図るための活動の一環であり、貴社からの回答内容につきましても、上記活動に必要な範囲で公表させていただきます。

以 上